

一般社団法人埼玉県経営合理化協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人埼玉県経営合理化協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、埼玉県中小企業の経営合理化を促進し、その企業体質を改善強化して経営的地位の向上を図り、本県産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 中小企業に関する調査研究

(2) 中小企業の経営合理化に資するための資料の作成並びに配布

(3) 中小企業の経営合理化に資する経営管理知識と技能の向上を図るための講習会、講演会及び研究会等の開催

(4) 中小企業の国際化に資するための講習会、講演会及び研究会等の開催

(5) 中小企業経営後継者の育成

(6) 機関紙の発行

(7) 埼玉県内外の関係団体諸機関との連絡並びに協力

(8) 中小企業の経営の合理化に関する事業であって行政庁から委託を受けたものの

(9) 中小企業相互の連携と親睦を図るための事業

(10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は埼玉県において行うものとする。

第3章 会員

(構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 本会の目的に賛同し入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力するため入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 本県中小企業の経営合理化、国際化推進等に功労があった者又は学識経験のあるものであって理事会で推薦した者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は所定の様式により申請をし、会長の承認を得なければならない。

但し、第5条第1項第3号に規定する名誉会員を除く。

(会費)

第 7 条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。但し、名誉会員は会費の納入を要しない。

2 会員は退会によって、その時までの会費の納入義務を免れ、又は既納の会費の返還を請求することができない。

(任意退会)

第 8 条 会員は所定の様式により、その旨を会長に届け出て、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により除名することができる。

(1) この定款その他の規程等に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。

(2) 団体たる会員が破産又は解散したとき。

(3) 個人会員が死亡し又は失そう宣告を受けたとき。

(4) 総会員が同意したとき。

第 4 章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、

総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第 18 条 理事会が総会の招集の決定を行うに際して、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めた場合は、正会員は書面によって議決権を行使することができる。

2 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

3 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により議決権を行使する正会員は、前条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 人が前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 30 人以上 40 人以内

(2) 監事 3 人以内

2 理事のうち 1 人を会長とし、1 人以上 6 人以内を副会長とする。また、1 人

を専務理事とすることができる。

- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前 2 項の役員は相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 専務理事は会長の命を受け、事務を掌理する。

5 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問、相談役、幹事、会友)

第 27 条 本会に顧問、相談役、幹事及び会友を若干名おくことができる。

2 顧問、相談役、幹事及び会友は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問、相談役、幹事及び会友は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事は、自ら理事会に出席せず書面又は代理人をもって議決権を行使することはできない。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が理事会を欠席した場合には、出席した理事及び監事が議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の

書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第36条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本会は、総会の決議その他法令によって定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第9章 補則

(公告の方法)

第40条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(事務局)

第41条 本会に、事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(実施細則)

第42条 この定款の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は菊池勇とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。